



始



26.7. 2

35921
六

14.2
478

南支那及南洋調查第二百三輯

蘭領印度に於ける金融狀況

附 英領北ボルネオ金融概況



臺灣總督官房調查課



一、本篇は臺灣銀行バタビア支店の調査に成るものである。

一、本書は執務閲覽の便を計り筆寫に代るに印刷を以てしたるに止まり敢て公刊せんとするものではない。

昭和六年四月

臺灣總督官房調査課



1421-478

蘭領印度に於ける金融狀況

目 次

- 一 在留邦人の利用し得べき金融機關 一
- 二 銀行以外の金融機關（特に邦人の利用し得べきものに關して附記） 三
- 三 金 利 六
- 四 金融界の状勢 八
- 五 外國爲替 十
- 六 爲替相場の建方 一〇
- 七 爲替相場 一四

（最近十箇年及最近一箇年月別のもの）

英領北ボルネオ金融概況

附

發行所寄贈本

蘭領印度に於ける金融状況

一、在留邦人の利用し得べき金融機關

當領に於ける金融機關中主要なるものを(一)和蘭銀行、(二)本邦銀行並に、(三)外國銀行の三つに分ち、此に對する在留邦人の利用状況を略述すれば、

(一)和蘭銀行

當領に於ける和蘭銀行の主要なるものは、

- (1)爪哇銀行 De Javasche Bank.
- (2)和蘭貿易會社 Nederlandsche Handel Maatschappij.
- (3)蘭領印度商業銀行 Nederlandsch-Indische Handelsbank.
- (4)蘭領印度割引銀行 Nederlandsch-Indische Escompto Maatschappij.

にして、主として當領對和蘭並に其他の外國貿易に當り、一面には爲替銀行としての業務を營むも、他面にては企業並に商業に對する金融機關として活動して居る。

此等和蘭銀行は、領内に於ける送金、當座預金、取立事務、信用状取次其他一般銀行業務に關する

蘭領印度に於ける金融状況

限りに於ては本邦會社、銀行等に利用せられ居り、特に蘭領印度割引銀行に對しては、農園金融の便宜を受け居れる邦人經營會社少數からざるも、一般在留邦人としては、未だ利用し居れる形跡少なきが如し。此れ當領に對する邦人の發展尙新しき爲め、和蘭語による取引をよくし得ざること、並に信用狀態未だ認められざること等に依るが、和蘭銀行は一般に金利割安なるを以て、將來相當利用し得らる可き餘地あるものと思惟せらる。

(二) 本邦銀行

本邦銀行中當領に支店を有するものは左記四行

横濱正金銀行	スラバヤ、スマラン、バタビアに支店あり
臺灣銀行	スラバヤ、スマラン、バタビアに支店あり
三井銀行	スラバヤに支店あり
華南銀行	スマランに支店あり

(三) 外國銀行
にして、當領に於ける對日爲替取引に從事し居るが、在留邦人に對しては諸預金、送金、當座貸越、貸付金、手形割引、爲替事務並に信用狀等一般金融事務につき、至大の便宜を與へ居れり。

(三) 外國銀行

以上の外、外國銀行として當領に支店を有するものは、

香港上海銀行(英) The Hongkong & Shanghai Banking Corporation.

渣打銀行(英) The Chartered Bank of India and Australia.

有利銀行(英) The Mercantile Bank of India.

和豊銀行(支那) The Ho Hong Bank.

は主として當領對所屬國貿易に伴ふ爲替業務に從事し居れるものにして、直接在留邦人に利用せられ居らざるものなり。

一、銀行以外の金融機關（特に邦人の利用し得べきものに關して附記）

當領に於ける銀行以外の金融機關と云へば、主として對土人の金融を目的とするもので、其の主要なるものとして官營質屋を擧げねばならぬ。

官營質屋

元來、當領官營質屋は、支那人、アラビヤ人等の高利に苦しむ土人を保護する爲に設けられた制度にして、最初一九〇一年四月爪哇の一部に於て、試驗的に實施せられたが好成績を得たので、一九〇三年爪哇全島に、次で一九二一年には外領全部に迄實施することとなりたるものにして、蓋し當領官營事業としては最も成功せるものゝ一つである。

蘭領印度に於ける金融状況

質入物には、其品質につき多少の制限は設けてあるが、原則としては持ち運び出来る物品にして、價格拾仙以上のものは質入することを得てなし、質物査定價額は市價を標準とし、質物に對する最高借入金に就ては理事監督の下に鑑定官吏が此を定むることになつて居る。

又質流れとなつた質物は、之を競賣に附し、元利を差し引きたる金額は之を壹箇年間保存し置き、質入者に返還されることになつて居る。

尙此制度設定に當り官營主意の徹底を計るため、一九〇一年罰則を設け、凡て抵當物を擔保として百盾以下の金錢若くは物品を貸與することを禁止する旨を布告した。

貸出金に對する利子歩合並に期限は左記の通りである。

(一九二八年三月二十九日法令第八一號を以て變更の分)

借入金額	利 率	期 限
拾仙以上貳拾五盾迄	期間十五日に對し 壹盾及其端數毎に貳仙	百三十五日
貳拾六盾以上五拾盾迄	壹箇月	五分
五拾壹盾以上七拾五盾迄	同	四分
七拾六盾以上百盾迄	同	二分
百・一・壹 盾 以 上	一分	十二箇月

一九二九年度に於ける統計局調査に依れば、蘭領全般に於ける質舗數は四百三十三にして、同年末に於ける貸出總額七二、七二三、三〇〇盾、猶同年度に於ける營業實狀を表示せば左の通りである。

地 方 別	西 部 爪 哇	中 部 爪 哇	東 部 爪 哇	外 領 總 計
質 舗 數	六 四	一 四 一	一 六 一	四 三 三
入 質 貸 件	九〇八二一〇〇件	二〇二〇八二〇〇件	一〇〇〇〇〇〇件	三〇〇〇〇〇〇件
入 質 貸 出 高 數	九五九八一〇〇盾	一九五九八〇〇盾	一九五九八〇〇盾	三九五九八〇〇盾
請 出 同 収 高 數	八一七五五〇件	一七一七七〇件	一七一七七〇件	三一七一七〇件
繼 續 再 質 數	九一三〇〇件	一九〇五〇件	一九〇五〇件	三一九〇五〇件
競 賣 貸 出 元 高 數	三一五六八〇〇盾	一五一〇一〇〇件	一五一〇一〇〇件	三一五六八〇〇盾
處 分 に よ る 剰 餘 金	一九二九年未	一九二九年未	一九二九年未	一九二九年未
貸 出 残 高	一四三二九〇盾	一四一九〇一〇〇盾	二七三六六〇盾	四一三六六〇盾

前掲官營質屋の外、對土人の金融を目的とするものには、此外爪哇各州並に外領に於て不動產抵當による金融をなす分州銀行(Afdeelings Bank—現在數六千二百七十三行)、村落に於ける信用機關としての村落銀行(Desa Bank—現在數五百八十七行)等あり。單に營利を目的とせず、收益は之を積立金とし専ら土人の福

利増進に努め居れり。

併て此等の金融機關は、何れも當領政廳が土人のため零細なる資金の需給を爲すに止まり、在留邦人の利用し得べき程度のものに非す。

只近年邦人在留民間相互出資により小規模ながら金融機關の企圖せらるるものあり。スマランに於ける交正組合(一九二七年設立相互出資金三〇、〇〇〇盾)、スラバア、バタビア各地に無盡講類似の組合あるも、現状に於ては根底あるもの渺く、信用確實にして一般在留民に利用せらるゝ認めらる可きもの無し。

三、金 利

當領に於ける金利は、從來中央銀行たる爪哇銀行の調節するところなるが、一面に於ては貿易關係等より歐米金融市場の影響を受くることも多かりしため、銀行利率は比較的低利なりしも、取引を主とする金融機關にありては、貸出金額の零細なること並に手數煩雜なるため比較的高利となり居れり。

左に各種利率を列舉すれば、

郵便貯金 二分四厘

分州銀行當座預金	二分乃至四分
同上 質金利率	四分
定期預金利率	六分
分州銀行貸付利率	一割二分乃至一割八分
米穀銀行貸付利率	一割五分乃至一割八分
官營質屋	一割二分乃至七割五分
市中銀行	
和蘭人銀行	
特別當座預金	無し
當座預金	二分
定期預金 十六箇月 十二箇月	三分五厘 四分
貸付金	七分乃至九分 六分乃至九分
當座貸越	七分五厘乃至一割 七分五厘乃至一割 七分乃至七分五厘

爪哇銀行公定利率(一九三〇年三月十四日改定)

一、割引利率

蘭領印度に於ける金融狀況

イ、三人以上の署名ある爲替手形(最低利息計算日數を十日とす)

ロ、爲替手形、郵便爲替及約束手形にして、個人又は蘭領印度に設立せられたる會社の裏書せる、二名以上の署名あるもの(最低利息計算日數を十日とす)

(最低利息計算日數を十日とす)

ハ、銀行の發行せる信用狀により振出されたる爲替手形(最低利息計算日數を八日とす)

(備考)期日九十日以上のもの若くは延期されたため九十日以上のものと見る可き爲替手形約束手形等の割引率は $\frac{1}{2}\%$ 増

とす

ニ、政府競賣約束手形

ア、銀行支店所在地が支拂地となり居るもの(最低利息計算日數十日、利息一盾未滿は切上)

ビ、銀行支店所在地以外の場所(但し爪哇及マヅラ島内)が支拂地となり居るもの(最低利息計算日數十日利息一盾五十仙未滿

は一盾五十仙に切上)

シ、三十日間の利息計算日數を加算さるゝ外領が支拂場所となり居るもの(最低利息計算日數四十日利息一盾五十仙未滿は二盾五十仙に切上)

ホ、外國を支拂場所とする蘭領印度通貨による爲替手形(最低利息計算日數を十日とす)

盾五十仙に切上)

二、擔保付當座貸越利率

爲替手形

四分五厘

約束手形

※六分五厘

政府競賣約束手形

四分

公債、株式

四分

地金銀

四分五厘

砂糖米

五分

右以外の輸出向物產

六分

輸入商品

六分

備考

※記號の利息は其月中に於ける貸越金額最高殘高に對する $\frac{1}{2}\%$ を以て最低徵求額とす。

※記號の分は爪哇銀行當座勘定取引規定第二十五條による最低額を適用するものとす。

四、金融界の情勢

蘭領印度に於ける金融は、中央銀行たる爪哇銀行統制の下に從來順調なる發達を遂げて居る。

今一年を通じての情勢を觀察するに、其間繁閑の二期があつて、大體に於て農作物(特に砂糖)出廻期なる六月以降十一月頃迄は、地方物產の買付や、農園に於ける貨銀支拂等のため、金融市場は繁忙を極め、爪哇銀行の發行額も増額せられるのであるが、此に反し十二月頃より翌年五月頃迄は農作物に對する貸出も順次回収せらるゝことになり、土人の購買力も旺盛なる結果、賣掛金の入金も多く、自然銀行の手許も潤澤になるので、此季節には金融界は緩慢となるのである。

蘭領印度に於ける金融狀況

四分五厘

六分

8

農作物の出廻期たる金融繁忙期には、市場金利も高氣配を示し、「盾」爲替も一般に強調味を呈するが、緩慢期には各都市に夜市(バッサル・マラン)の催しが行はれ、セントニコラス祭を初めクリスマス、支那人正月、土人正月等土人の買入見越の輸入が多くなり、爲替銀行は輸入手形の入金により餘剩資金の處置に苦しむと云ふ譯で、此期には金利も下降氣配を示し、「盾」爲替も弱含みとなるのである。

上述季節による金融の繁閑は、大體に於て例年規則正しく繰返されるのであるが、然し乍ら一九二九年の如く旱魃に基く物産の出廻遲延、或は最近の如く外糖壓迫による爪哇糖の輸出不振等は直に市場を狂はすこととなり、加之戰後當領爲替市場の發達に伴ひ、歐米金融市場の影響を受くることも敏感となつて居り、當領金融の情勢は從來の如く一概に論ずることは困難である。

五、外國爲替

當領に於ける和蘭銀行は一面、外國爲替事務に從事するが、他面農園の經營にも當つて居るので、前述金融繁忙なる輸出物產出廻期に於ては、爲替銀行として輸出手形の買取をなすこと勿論なるも、其れ以上に農園貸出回収による資金餘裕をもつて居るので、常に資金の供給側、即ち爲替の買手となるが、一般外國銀行は歐洲市場から資金を取り寄せる必要上、此和蘭銀行に對し「倫敦向爲替」又は

「アムステルダム向爲替」を賣るので、此の期には「盾」爲替は強調を保持する次第なるが、緩慢期には反対に爲替銀行は手許餘剰を歐洲市場へ回金しやうとするので、爲替市場は賣手に乏しく、此期は「盾」爲替軟弱を呈するのが原則となつて居る。

尙此の物產手形出廻り關係の外に最近今一つアムステルダムに於ける資金の集散が爪哇爲替を動かす一つの「ファクター」となつて居ることに注意せねばならぬ。

歐洲大戰により交戦國の多くは財政疲弊と政局不安定のため、一時投資市場をアムステルダムに奪はれたことは一般に認められた事實であるが、此傾向は今日でも尙燃ます、特に獨逸に於ける兩極思想の衝突に基く政情不安は、絶えず對和蘭への資金流出傾向を助成し、此資金集中は和蘭における金利低下を來さしむる結果、倫敦への資金移動を喚起することとなる。此際アムステルダムに資金集中の傾向あるときは、「盾」爲替は母國爲替の影響を受け昇騰し、倫敦市場金利高のため同市場へ資金流出の氣配あるときは、「盾」爲替下落の傾向を示す次第なり。

終に、對日爲替は主として、日英クロツス並に日米クロツスの高低に影響されるが、一九三〇年一月本邦金輸解禁以來爲替相場は大體一二三乃至一二四見當に持合、値開き勘くなり、貿易商は、從來の如く相場の激變により不慮の損失を見るこなく、安定せる採算の下に貿易をなし得る状態にあり。

尙近年當領の對日貿易は、毎年約四千萬乃至五千萬盾程度の入超となり、此超過資金は爲替出合の關係上倫敦を經由して本邦へ回金せらるゝのであるが、其際倫敦爲替の買が行はれるので、「盾」爲替に取りては弱材料の一つである。

六、爲替相場の建方

當領爲替は主として母國並に倫敦兩市場の影響を受くる關係上、爲替相場を建つるに當りても、採算の基礎は和蘭本國「ギルダー」及英貨「磅」に置かるゝ場合多し。尤も、戰後日米兩國が蘭印の貿易に割込み來たれるため、「圓」並に「米弗」も當領爲替裁定の上に重要な地位を占むることとなりたるも、其後對米關係に於ては謹謨、對日關係に於ては砂糖の輸出激減したる結果、本兩國との貿易は自然片爲替の傾向となり、輸入爲替の代り金は出合の關係上倫敦を經由して本國へ回金せらるゝ場合多きため、結局市場は和蘭「ギルダー」並に「磅」を基準(Base)として裁定せらるること多し。當領に於ける爲替相場は、各國向とも全部支拂勘定建方によるものにして建方左の通り。

(1) 「アムステルダム」向 蘭貨百「ギルダー」に付蘭印盾

アムステルダム市場よりの爪哇向爲替相場入電を得て、和蘭銀行はバタビアに於ける輸出入手形並に資金關係を考慮し、各自その立場(Position)を斟酌して相場を建てるのである。

- | | | |
|---|-----------|---|
| (2) ロンドン向 | 英貨壹磅に付 | 盾 |
| ロンドン アムステルダム間の Cross Rate 入電を待ち、此れに前項和蘭向相場を乗じて相場を算出す。 | | |
| (3) 紐育向 | 米貨百弗に付 | 盾 |
| (4) 日本向 | 日貨百圓に付 | 盾 |
| (5) 新嘉坡向 | 海峽弗百弗に付 | 盾 |
| (6) 孟買向 | 印度留比百留比に付 | 盾 |
| (7) 上海向 | 上海兩百兩に付 | 盾 |
| (8) 香港向 | 香港弗百弗に付 | 盾 |
| (9) 厦門向 | 廈門弗百弗に付 | 盾 |
- 以上(3)乃至(6)に記載の紐育、日本、新嘉坡並に孟買各地向爲替相場は、何れも「磅」を基準として、各地に於ける倫敦向爲替相場とによりて算出裁定される。
- 又(7)乃至(9)に記載の上海、香港並に廈門向爲替相場は、夫々當該地に於ける對日、對英又は對米相場の入電により採算裁定せらる。
- 尙當領に於ける各地向爲替相場は、蘭領印度銀行組合の規定により、一般商人に對する取引に於

蘭領印度に於ける金融狀況

ては左記刻みより以下の刻みを附することを得ざることなり居れり。

七、爲替相場

最近十箇年並に最近一箇年間月別による爲替相場を表示せば左の通りである。

蘭領印度對主要國爲替相場表

最近十箇年並に

出所蘭印統計年報並にバタビア商業會議所報告

蘭領印度に於ける全融狀況

一 九 二 一 年	一 九 二 二 年	一 九 二 三 年	一 九 二 四 年	一 九 二 五 年	一 九 二 六 年	一 九 二 七 年	一 九 二 八 年	一 九 二 九 年	一 九 三 〇 年	十 二 月	十一 月	十二 月
九 九 三 /4	九 九 三 /4	九 八 1 /4	一 〇 〇	一 〇 〇 5 /8	一 〇 〇	九 九 7 /8	一 〇 〇	一 〇 〇 3 /8	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
九 五 1 /2	九 六 3 /4	九 六 3 /4	九 五 1 /4	九 七 7 /8	九 五 3 /4	九 九 5 /8	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
一 一 九 一 /2	一 一 九 三 /4	一 一 三 三 〇	一 一 三 三 1 /2	一 一 三 三 3 /4	一 一 三 三 5 /8	一 一 三 三 7 /8	一 一 三 三 1 /2	一 一 三 三 1 /4	一 一 三 三 1 /2	一 一 三 三 1 /4	一 一 三 三 3 /4	一 一 三 三 5 /8
一 一 三 〇	一 一 五 五	一 一 八 八 1 /4	一 一 八 八 1 /2	一 一 九 九 3 /4	一 一 九 九 5 /8	一 一 九 九 7 /8	一 一 九 九 1 /2	一 一 九 九 1 /4	一 一 九 九 1 /2	一 一 九 九 1 /4	一 一 九 九 3 /4	一 一 九 九 5 /8
三 三 一 “	二 七 九 1 /2	二 七 九 1 /2	二 六 六	二 五 五 1 /2	二 五 五 〇	二 五 五 1 /4	二 五 五 〇	二 五 五 1 /4	二 五 五 〇	二 四 八 3 /4	二 四 九	二 四 八 3 /4
二 七 六	二 五 六 1 /2	二 五 六	二 五 五	二 四 七 1 /2	二 四 七 1 /4	二 四 七 1 /2	二 四 七 1 /4	二 四 七 1 /2	二 四 八 1 /4	二 四 八 1 /2	二 四 八 3 /4	二 四 九 1 /4
一 六 一	一 三 四 1 /2	一 三 五	一 三 〇	一 〇 八 1 /4	一 〇 八 1 /2	一 三 三 1 /2	一 三 三 5 /8	一 三 三 1 /4	一 三 三	一 三 三	一 三 三 1 /4	一 三 三 5 /8
一 四 一	一 三 五	一 三 五	一 三 七	一 九 五 3 /4	一 〇 七 1 /2	一 四 “	一 三 三	一 〇 一 1 /4	一 三 三	一 三 三	一 三 三 1 /4	一 三 三 5 /8
八 八 1 /2	七 九 1 /4	六 六	八 九 5 /8	九 九 1 /2	九 九 5 /8	九 九 3 /8	九 九 1 /4	九 九 1 /2	九 九 1 /4	八 八 5 /8	八 八 7 /8	九 〇
七 三 1 /2	七 五	合	四	九 九 1 /2	九 九 1 /2	九 九 3 /8	九 九 1 /4	八 八 5 /8	八 八 3 /8	八 八 1 /2	八 八 1 /4	九 〇
一 三 元 3 /4	一 三 元 1 /2	一 四 一 1 /2	一 四 一 3 /4	一 四 一 1 /2	一 四 一 1 /8	一 四 一 1 /8	一 四 一 1 /8	一 四 〇 3 /4	一 三 元 7 /8	一 三 元 1 /4	一 三 元 1 /4	一 三 元 1 /4
一 三 一	一 三 五 1 /2	一 三 七 3 /4	一 三 九 3 /8	一 三 九 3 /4	一 四 〇 1 /6	一 四 〇 1 /4	一 三 九 1 /4	一 三 九 1 /4	一 三 九 1 /4	一 三 九 3 /4	一 三 九 3 /4	一 三 九 3 /4

附、英領北ボルネオ金融概況

平均比價 和蘭貨一〇〇盾十一〇〇盾 英 貨 一磅一一二盾一〇仙 米 貨一〇〇弗士一四八盾
(パリチー) 日 貨一〇〇圓一二四盾 英領印度一〇〇雷比一九〇盾七 新嘉坡貨一〇〇弗士一四一盾

英領北ボルネオは一八八一年以來、英本國政府が英領北ボルネオ會社（本店怡保）に當領支那林を賦與せし以來、今日迄同社の裁量により領内各般の統治が行はれ居れるが如き事情にして、一般制度未だ整備の域に達せず。

從つて、金融機關の如きも單に *Harrisons & Roseau* の如きが社内に銀行部を置いて、零絶資金の送金、預金等銀行業務に従事し居れるも、事實上の庶民金融は、支那人貸金業者の高利資金（壹割五分見當）を仰ぐ状態にある。其間政廳は、財務局に *State Bank* を設けて短期の貸付をなし居れるも、當領在留邦人商社は主として農園（重に護謨）經營に従事し、借入金の如きもその性質上長期なることを要するを以て、現状に於ては未だ邦人の利用し得可きものとして挙げ得可きもの無し。

尙貨幣制度は全然英領海峡植民地の延長に過ぎず、即ち貳志四片を以て壹弗と定むる英領馬來の貨幣を其儘使用し居れるものなれば、外國爲替並に相場の建方に就ては、大體新嘉坡に於ける爲替に關する事項を其儘適用し得可き次第なり。

4.2
478

15931

15929

水

142
478

26. 7. 2 -

終

